

福祉サービス第三者評価の結果

平成25年3月25日提出(評価機関 推進委員会)



1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称 (施設名)	青森県立子ども自立センターみらい	種別	児童自立支援施設		
代表者氏名 (管理者)	所長 田中 秀政	開設年月日	昭和23年4月1日		
設置主体 (経営主体)	青森県	定員	50名	利用人数	16名
所在地	(030-0134) 青森県青森市大字合子沢字松森265				
連絡先電話	017-738-2043	FAX電話	017-738-2046		
ホームページアドレス	http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/mirai/2008-0626-1036-418.html				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
自立支援、生活指導、作業指導、クラブ活動、選択教科活動、 学習指導	入学式、清掃活動、社会見学旅行、炊事遠足、野球大会、 水泳教室、意見発表会、柔道大会、臨海学校、写生会、 運動会、文化祭(作品展・学芸会・模擬店)、クリスマス会、 餅つき会、アルペンスキー教室・スキー大会、卒業式、卒業を祝う会
本館概要	寮舎概要(あかしあ寮・からまつ寮・しらかば寮)
1階 事務室、職員室2、所長室、面談室、ロッカー室、医務室、 音楽室、データ処理室、会議室、パソコン室、機械室、トイレ、物置、 体育館、倉庫2、駐車場、湯沸室など	児童居室10、指導室3、浴室2、洗面所2、物品庫2、静養室2、 乾燥室2、洗濯室2、食品庫、機械室、下足室、自習室、 リネン室、医務室、調理室、食堂、休憩室、トイレなど
2階 教室5、理科室、美術室、教材室、物置、トイレ	

職員の配置

職種	人数	職種	人数	職種	人数
所長	1人	技能技師(調理員)	3人	講師	1人 *
総括主幹(課長事務取扱)	1人	非常勤技能員(調理員)	1人 *	嘱託医	2人 *
課長	1人	技能技師(運転技能員)	1人	業務当直員	6人 *
主幹	3人	職業指導員	1人 *	非常勤労務員	1人 *
主査	9人	生活指導支援員	2人 *	非常勤事務員	1人 *
主事	2人	教育指導支援員	2人 *		
技師	1人				

* 印は非常勤

2 評価結果総評

<p>特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・褒める、認める、受け止める、心配する、共感する...を原点に、支える、共に生きる、共に育つ、信頼する...の支援を徹底する基本姿勢が職員全体に貫かれています。それは支援を必要としている子どもに向けてだけでなく、職員同士の気遣いにも伺い知ることができます。このような「共生共育」の精神が施設の「風土」として存在し、ある意味では「文化」とさえなりつつある中で、子どもたちは安心して心身を癒しながら確かな自立への歩みを続けていることが、子どもと職員に垣間見られる家族的な雰囲気やふれあい等からも十分に伝わってきます。 ・構内に小学校と中学校の分教室が設置されていることから、日常的に連携・協働した生活・学習指導をはじめ、多彩な行事の開催やクラブ活動の実施、進路指導の充実、寮内での学習支援環境構成の充実した取り組み等、子どもの支援が多面的・重層的に行われており、子どもたちもそれに応える形で自律・自律ある生活態度・習慣の獲得や高校進学等、明らかな成果として現れています。 ・教員を目指す大学生による学習支援、30年以上にも及ぶ理容、日蓮宗の野球クラブ等の多彩なボランティアが施設の生活に定着し、子どもたちの育ちはもちろんのこと、施設職員の職務を効果的に補完し、今や欠かせないものとなっています。
<p>特に改善を求められる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何よりも人員体制の拡充が求められます。県立施設かつ措置施設のため、施設側だけでは解決できない問題ですが、社会的養護施設には施設運営指針で述べるところの「養育のモデルを示せるような水準」が求められていること、県立施設として県内の他の施設、とりわけ民間立の施設に模範を示すべきこと、そして何よりも支援を必要としている子どもの最善の利益を実現するためにも、施設として運営者に更に強力に要請していくことが望まれます。また、運営者は、施設からの要請を真摯に受け止め、現状の人員配置方針を早急に転換することが求められます。とりわけ、児童福祉施設最低基準に規定されている心理療法担当職員(ただし、心理療法ケアを必要とする子どもが10人以上在所する場合)や家庭支援専門相談員の専任化は、喫緊に実現すべきこと、加えて次年度以降、学習支援員の削減等も行わないこと等、特段の配慮に期待します。 ・今日、児童自立支援施設は、日常的な地域との交流により、相互理解を深め、地域社会に根差した施設を目指すことや、地域住民の社会資源となれるよう、地域住民の福祉ニーズの把握に努めることが求められています。施設だけの判断で柔軟な取り組みができかねる限られた条件下にあるようですが、子どもたちのプライバシーをはじめ、安定・安全・安心の生活を守るためにも、県に唯一の施設であるという社会的責任・使命を鑑みて、是非とも県域全体すなわち広義の「地域」観、合子沢地区や青森市域といった狭義の「地域」観に分けた上で、運営者・施設・職員間で十分な共通理解を図り、それぞれの「地域」観に立った創意工夫ある取り組みが望まれます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>評価の結果を真摯に受け止め、公表するとともに、評価結果を踏まえた改善に向けて職員が結束して意識改革等に努め、設置者である青森県の指導の下、利用者及び関係者に信頼されるサービスの提供ができるよう努力して参ります。</p>
--

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	平成24年11月1日
	評価実施期間	平成24年12月18日、12月25日
	事業所への評価結果の報告	平成25年3月12日

4 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果

1 支援		第三者評価結果
1 - (1) 支援の基本		
1 - (1) -	子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	a
1 - (1) -	子どものニーズをみとめることのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
1 - (1) -	集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	b
1 - (1) -	発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	a
1 - (1) -	多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	b
1 - (1) -	子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。	b
1 - (2) 食生活		
1 - (2) -	団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
1 - (2) -	子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	b
1 - (2) -	自立に向けた食育への支援を行っている。	b
1 - (3) 衣生活		
1 - (3) -	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	b
1 - (4) 住生活		
1 - (4) -	居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
1 - (5) 健康と安全		
1 - (5) -	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
1 - (5) -	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
1 - (6) 性に関する教育		

1 - (6) -	子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	C
1 - (7) 行動上の問題に対する対応		
1 - (7) -	子どもが暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	b
1 - (7) -	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	b
1 - (7) -	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
1 - (8) 心理的ケア		
1 - (8) -	被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
1 - (9) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
1 - (9) -	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	b
1 - (9) -	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。	b
1 - (10) 学習支援、進路支援、作業支援等		
1 - (10) -	学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
1 - (10) -	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
1 - (10) -	作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	b
1 - (10) -	施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a
1 - (10) -	スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	b
1 - (11) 継続性とアフターケア		
1 - (11) -	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
1 - (11) -	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
1 - (11) -	子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	b
1 - (12) 通所による支援		

	1 - (12) -	地域の子どもの通所による支援を行っている。	
<p>(評価結果講評)</p> <p>限られた「枠のある生活」ながらも、子ども一人ひとりを理解・尊重し、まずは褒める・認めることを第一の基本姿勢に、施設・分教室が一体となって整えた生活環境下で、子どもの主体性を最大限に重視しながら、現在(いま)の生活が未来(あす)を生きる力へとつながるよう、個別の自立支援計画に基づき、生活指導、学習指導、職業(作業)指導が行われています。職員と子どもたちとの日々の関わりから構築される強い信頼関係の上になされている基本的な生活習慣や生活技術の習得、分教室との連携による学習支援は、一人ひとりの子どもに確かな効果を引き出しているものと判断できます。一方、性に関する教育や、被虐待児等の心理的ケアを要する子どもへの支援等が、更に効果的・専門的になされるよう、心理療法担当職員の配置を急がれることに期待します。</p>			
2 家族への支援			第三者評価結果
2 - (1) 家族とのつながり			
	2 - (1) -	児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	C
	2 - (1) -	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
2 - (2) 家族に対する支援			
	2 - (2) -	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	C
<p>(評価結果講評)</p> <p>子どもと家庭との関係調整に向けて、児童相談所との定期的かつ随時の連携を行うと共に、面会や一時帰宅等を行っています。ただし、施設職員数に限りがあり、施設内の現業をこなすことで精一杯といった厳しい状況を踏まえると、より良い子どもと家庭との関係調整の実現のためには、現在の支援職員数を削減することのないよう、かつ、専任の家庭支援専門相談員を配置していくことが急務と判断します。</p>			
3 自立支援計画、記録			第三者評価結果
3 - (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定			
	3 - (1) -	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、アセスメントに基づき、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
	3 - (1) -	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
	3 - (1) -	自立支援計画について、定期的な実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
3 - (2) 子どもの支援に関する適切な記録			
	3 - (2) -	子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。	b
	3 - (2) -	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
	3 - (2) -	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b

(評価結果講評)

子どもの心身の状況や生活状況は、児童相談所援助指針や心理判定書を基に把握し、入所後は寮担会議で状況把握を細かにを行い、一人ひとりの課題(ニーズ)を自立支援計画に具体的に明示しています。また、一人ひとりの状況変化や支援のあり方については定められた様式に、個人別・寮別に記録され、これらに基づいて、日々の引き継ぎ時や寮担会議、職員会議等で、情報の共有化がなされています。ただし、今後は必要な情報を、関係職員で、あるいは施設職員全体で、効率的に共有化していくための工夫が望まれます。

4 権利擁護

第三者評価結果

4 - (1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4 - (1) -	子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
4 - (1) -	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	b
4 - (1) -	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
4 - (1) -	特別プログラムなど子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	b
4 - (1) -	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
4 - (1) -	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	b

4 - (2) 子どもの意向や主体性への配慮

4 - (2) -	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行っている。	b
4 - (2) -	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	b
4 - (2) -	施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。	b

4 - (3) 入所時の説明等

4 - (3) -	子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるように工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
4 - (3) -	入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b

4 - (4) 権利についての説明

4 - (4) -	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	c
-----------	---------------------------------------	---

4 - (5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

4 - (5) -	子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
-----------	---	---

4 - (5) -	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
4 - (5) -	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	c
4 - (6) 被措置児童等虐待対応		
4 - (6) -	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
4 - (6) -	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
4 - (6) -	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
4 - (7) 他者の尊重		
4 - (7) -	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a

(評価結果講評)

子ども一人ひとりを、まずは褒める・認めることから子どもとの信頼関係を構築していく基本姿勢が施設職員に徹底され、子どものプライバシーの保護、主体性への配慮や自主性・自己決定の尊重、子どもや家族への説明と意向・意見の尊重姿勢等、子どもの最善の利益を考慮した支援や指導がなされています。ただし、長年施設で培われ確立された「経験則」や「経験値」に基づく対応や取り組みに頼るところが大きく、職員の経験の差によって意識や姿勢に若干の相違があることが懸念されます。よって、具体的な仕組みや配慮事項、基礎的な知識・技術等については、手引きやマニュアル等で文章化・可視化を行い、職員間で共有できることを期待します。

5 事故防止と安全対策

第三者評価結果

5 -	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
5 -	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
5 -	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(評価結果講評)

施設長は子どもの安全確保の取り組みを徹底するよう、日頃から職員会議等で訓示しています。感染症対策は、担当者や対応マニュアルが定められ、インフルエンザ予防等の具体的な対策がなされています。地震や火災、不審者に備えた訓練も担当者を定めた上で定期的実施し、非常食も十分に保存しています。薬品、刃物、電気製品などの危険物の収納管理は、事故を未然に防ぐため組織的に徹底しており、非常時には警察(八甲田交番)との緊急連携体制が敷かれています。今後は、子どもの安全確保の更なる充実に向けて、事故発生対応マニュアルや衛生管理マニュアル等の整備、建物設備等の定期点検や施設内外の危険箇所の把握等も望まれます。

6 関係機関連携・地域支援

第三者評価結果

6 - (1) 関係機関等との連携		
6 - (1) -	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
6 - (1) -	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
6 - (2) 地域との交流		

6 - (2) -	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
6 - (2) -	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
6 - (2) -	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
6 - (3) 地域支援		
6 - (3) -	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	c
6 - (3) -	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b

(評価結果講評)

県内6ヶ所の児童相談所、原籍校との連絡会議や、嘱託医(内科・精神科)との日常的な連携に基づいた、子どもや家族への支援がなされています。県立の措置施設であることや山間の閉鎖的な場所に立地していること、子どものプライバシーと安定した生活の確保を優先しなければならないといった施設の特性から、地域支援への取り組みや地域との日常的な交流にも限りがあるものの、数々のボランティアとの関わりや主要行事での地域住民の来訪、地域への清掃奉仕等で子どもが地域社会とのつながりを実感できる機会があります。

7 職員の資質向上		第三者評価結果
7 -	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	c
7 -	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
7 -	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
7 -	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b

(評価結果講評)

職員一人ひとりの援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握した上での職員研修・教育が実施され、研修を終了した職員は、復命書を作成し全職員に回覧しています。また、スーパーバイザー(基幹的職員)として指導課長並びに副課長の2名を配置し、適宜、組織的な働きかけをしています。ただし、これらの取り組みについては、「評価」が薄いようですので、一つひとつの研修が、当該職員の事後をはじめ、内容によっては組織全体の業務等にどのような成果があったのかを評価・分析を行った上で、次回・次年度以降の取り組みに活かしていくことが求められます。

8 施設の運営		第三者評価結果
8 - (1) 運営理念、基本方針の確立と周知		
8 - (1) -	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
8 - (1) -	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
8 - (1) -	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8 - (1) -	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

8 - (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

8 - (2) -	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	c
8 - (2) -	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
8 - (2) -	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
8 - (2) -	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8 - (2) -	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c

8 - (3) 施設長の責任とリーダーシップ

8 - (3) -	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
8 - (3) -	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
8 - (3) -	施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
8 - (3) -	施設長は、施設の経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a

8 - (4) 経営状況の把握

8 - (4) -	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
8 - (4) -	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
8 - (4) -	外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b

8 - (5) 人事管理の体制整備

8 - (5) -	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	c
8 - (5) -	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
8 - (5) -	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
8 - (5) -	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b

8 - (6) 実習生の受入れ

8 - (6) -	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
8 - (7) 標準的な実施方法の確立		
8 - (7) -	支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
8 - (7) -	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
8 - (8) 評価と改善の取組		
8 - (8) -	施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
8 - (8) -	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	c
<p>(評価結果講評)</p> <p>施設運営についての理念・基本方針が明示され、それらに則った、また、累積的に確立された標準的な支援方法に基づいた「確かな支援」がなされています。職員の就業状況の把握や福利厚生などといった健康を維持するための取り組みについては、一定の取り組みが認められるものの、子どもの自立支援という専門施設(希少な「社会資源」)としての中・長期的展望(絵)が描かれていないこと、各年度の事業がルーティン化していること、経営状況の把握や人事管理体制が極めて現場のニーズと乖離していること等、非弾力的かつ膠着的な事態にあるように思われます。今後は、社会情勢等を鑑みた措置施設として、弾力的な運営がなされるよう期待します。</p>		